

2015. 3. 31

==厚生労働省において平成 27 年度輸入食品監視指導計画が策定されました==

■平成 27 年度輸入食品監視指導計画の策定について、厚生労働省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【主な監視指導の内容】

- 輸出国の衛生対策を推進するため、輸出国政府との二国間協議や計画的な現地調査、技術協力などを行う。また、関係行政機関と連携して海外情報などに基づく緊急対応を実施する。
- 検疫所においては、以下を重点項目として監視指導を実施する。
 - ・ 輸入届出時の審査で食品衛生法違反（法違反）の有無を確認
 - ・ 法違反の可能性が低い食品などに関し、モニタリング検査を計画的に実施
（平成 26 年度計画件数：約 9 万 4 千件→平成 27 年度計画件数：約 9 万 5 千件）
 - ・ 法違反の可能性が高いと見込まれる食品などについては、輸入者に「検査命令」を発動
（平成 27 年 2 月現在：全輸出国の 17 品目および 31 カ国 1 地域の 76 品目が対象）
- 検疫所においては、輸入者の自主的な衛生管理を推進するため、輸入前指導を行うほか、初回輸入時および定期的な自主検査を実施するよう指導する。また、食品衛生に関する知識習得の啓発などを行う。
- 輸入時や国内流通時の検査で違反が発見された場合には、回収などの対応が適切に行われるよう、厚生労働本省、検疫所、都道府県などが連携して対応する。

■詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000078865.html>

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・ 長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・ 最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口